

📎資産税～お役立ち～新聞📎

📍相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります📍

第17号(2020年4月)

📎📎《離縁の届出の受付》📎📎

📍 [離縁届出の受付]

養子縁組の離縁届出の手続きには、婚姻届出の手続きに関する規定が準用されます。(民法812条)

📍 [届出要件を満たさないと受理されない]

婚姻の届出は、夫婦となる者双方及び成年の証人二人以上により署名された書面で届け出る事が必要です。

もし、書面による届出が困難な場合(例えば、事故等により両腕が不自由となり文字が書けない等)には、これらの者からの口頭で届出をしなければなりません。(民法739条2項)

これは、養子縁組の協議離縁届出をする際にも準用されます。

すなわち、協議離縁は、養親と養子の双方及び成年の証人二人以上により署名された書面で市区町村役場に届け出る必要があるのです。書面による届出が困難な場合には、婚姻の届出と同様にこれらの者からの口頭による届出でも構いません。

市区町村役場は、上記の届出要件を満たしていない離縁届出があった場合には、受理する事が出来ないと定められています。(民法813条1項)

📍 [強迫等の場合は受理されない]

協議離縁をする場合には、文字どおり養親と養子双方による協議が成立していなければなりません。

従って、養親又は養子の一方が相手方を強迫したり騙したりして離縁しようとしている場合には、市区町村役場は、その離縁届出を受理する事が出来ません。

📍 [夫婦一方のみの離縁は受理されない]

夫婦で養親になっている場合において、未成年者の養子と離縁するときには、夫婦の一方のみが離縁する事は出来ず、夫婦揃って離縁する必要があります。

但し、病気や行方不明等、やむを得ない理由により夫婦の一方が離縁の意思表示を示す事が出来ない場合には、もう一方は単独で離縁する事が出来ます。(民法811条の2)

従って、この条件を満たしていない離縁届出があった場合、市区町村役場はその離縁届出を受理する事が出来ません。

📍 [違法な離縁届出が誤って受理されたら?]

市区町村役場は、上記の要件に違反していないこと及びその他の法令に違反していないことを認めた後でなければ、養子縁組の離縁届出を受理する事が出来ません。

しかし、市区町村役場といえどもそれを処理するのは人間です。人間に誤りはつきものです。

では、もし違法な離縁届出が誤って市区町村役場において受理されてしまったらどうなるのでしょうか?

その答えは、「誤って受理されてもその離縁届出は有効となる」なのです。(民法813条2項)

本来、必要な要件を満たしていない離縁届出は、市区町村役場において受理されない筈なのですが、万が一それが受理されてしまうと、その離縁は有効となってしまいます。

この点、何だか怖い感じもしますね。

📍 [終わり] 📍